

平成30年第7回大山町教育委員会

招集年月日 平成30年6月25日（月） 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	林原浩子
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（ 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第2号 機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について

日程第 5 議案第3号 機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

日程第 6 議案第4号 機構改革に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示について

日程第 7 議案第5号 機構改革に伴う教育委員会関係要綱の整備に関する要綱について

日程第 8 議案第 6 号 平成 30 年度準要保護児童生徒の認定について

日程第 9 議案第 7 号 平成 30 年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

3. その他

4. 次回の開催日程 平成 30 年 月 日

5. 閉会宣言（ 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
5 月 26 日	土	運動会(大山・大山西・名和小学校)、塩原の大山供養田植(広島庄原市～27日)
28 日	月	名和陸上競技場プロポーザル審査会
29 日	火	町文化財保護審議会、町内小中学校初任者研修会
30 日	水	西部地区町村社会教育協議会総会(日野町)
31 日	木	六長合同会議、社会教育委員・公民館運営審議委員会
6 月 1 日	金	平成30年度西部地区人権・同和教育振興会議研修会、大山町女性団体連絡協議会総会、退職校長会講演
2 日	土	大山夏山開き祭(～3日)、ヤンヤン郡使節団歓迎会・たいまつ行列
3 日	日	大山町グラウンドゴルフ大会
4 日	月	全国山の日記念大会打合せ会(名和公)、西伯郡・日野郡小学校長会研修会(講演)、青少年育成町民会議
5 日	火	議会全員協議会
6 日	水	米子県土整備局との意見交換会
7 日	木	管理職会(一般質問)、学校訪問(中山小)
8 日	金	大山町議会6月定例会(報告、提案理由説明、補正予算質疑・討論・採決)
9 日	土	退公連西部支部女性部研修会(講演)米子市公会堂
11 日	月	駒沢大学学長・長谷部八朗氏来庁、大山町教職員新任職員人権・同和教育研修会、ダラズFM収録(大山開山1300年祭について)
12 日	火	大山開山1300年祭実行委員会(米子市)
13 日	水	NHK鳥取放送局長来庁、町職員組合交渉、スポ少連絡協議会
14 日	木	一般質問(～15日)
16 日	土	茅葺きフォーラム(～17日)、大山開山1300年ミュージカル公演(～17日)、第60回西伯郡民体育大会陸上競技の部開会式
17 日	日	第14回大山町福祉大会ボランティアフェスティバル&大山町生涯学習大会
18 日	月	学校訪問(大山中)、郷土歴史研究家大原先生来庁、大山検定バッジデザイン選考会、人権・同和教育推進協議会行政部会総会(大山支所)
19 日	火	租税教育推進総会(米子市)、
20 日	水	本会議(質疑・討論・採決)
22 日	金	計画訪問(庄内保)、大山町PTA連絡協議会総会並びに懇親会
23 日	土	伯耆国「大山開山1300年祭」大山講座(大山寺周辺)
25 日	月	学校訪問(名和小)、定例教育委員会

今 後 の 予 定

26 日	火	学校訪問(大山小)、西伯郡体育協会役員人事見直し検討委員会(ヴィレステひえづ)、
27 日	水	計画訪問(名和さくらの丘保)、鳥取県図書館協会研修会講演(北栄町)、大山子ども体験道場総会
28 日	木	学校訪問(大山西小)、町内小中学校長面談
29 日	金	防犯協議会総会(琴浦大山警察署)、喜多原学園 春の園遊会、教育文化財団理事長来庁
30 日	土	美保学園講話

7月2日(月) 文化財保護審視察研修(若狭町周辺)

7月3日(火) 六長合同会議

議案第 1 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例(案)を、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項として大山町議会に提出する。

平成30年6月25日

大山町教育長 鶴見 寛幸

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例(案)

(大山町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 大山町子ども・子育て会議条例(平成25年大山町条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 子育て会議の庶務は、 <u>こども課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 子育て会議の庶務は、 <u>幼児・学校教育課</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第 2 号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について

機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成30年6月25日

大山町教育長 鷲 見 寛 幸

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（案）

（大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第1条 大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号に改め、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課及び研究所の設置）	（課及び研究所の設置）
第2条 事務局に、次の課及び研究所(以下「課等」という。)を置く。 幼児・学校教育課 <u>社会教育課</u> 教育研究所	第2条 事務局に、次の課及び研究所(以下「課等」という。)を置く。 幼児・学校教育課 <u>人権・社会教育課</u> 教育研究所
2 (略)	2 (略)
（課等の事務分掌）	（課等の事務分掌）
第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおり	第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおり

とする。

・ 幼児・学校教育課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (3) 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。
- (4) 学校の設置管理及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の取得、管理及び処分の申出に関すること。
- (6) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (7) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
- (8) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (9) 公文書の保管その他の文書に関すること。
- (10) 県教育委員会その他教育委員会及び事務局各課等との連絡調整に関すること。
- (11) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。
- (12) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (13) 学習効果の評価に関すること。
- (14) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (15) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員並びに児童生徒の保健、安全、福利及び厚生に関すること。
- (16) 学校給食に関すること。

とする。

・ 幼児・学校教育課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (3) 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること。
- (4) 学校の設置管理及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の取得、管理及び処分の申出に関すること。
- (6) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (7) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
- (8) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (9) 公文書の保管その他の文書に関すること。
- (10) 県教育委員会その他教育委員会及び事務局各課等との連絡調整に関すること。
- (11) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。
- (12) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (13) 学習効果の評価に関すること。
- (14) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (15) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員並びに児童生徒の保健、安全、福利及び厚生に関すること。
- (16) 学校給食に関すること。

- (17) 学齢生徒及び児童の就学並びに生徒、児童の入学及び転学に関すること。
- (18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
- (19) 幼児教育計画及び推進に関すること。
- (20) 保育所の運営に関すること。
- (21) 幼児教育と小学校教育の連携に関すること。
- 削る
- 削る
- 削る
- (22) その他学校教育及び幼児教育に係る事務に関すること。

社会教育課

- (1) 公民館、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員の会議に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 青少年教育、成人教育、女性教育、視聴覚教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (5) 講座の開設及び講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (6) 学校施設を利用する社会教育に関すること。
- (7) 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。
- (8) 体育施設の整備及び維持管理に関すること。
- (9) 人権・同和教育に関すること。

- (17) 学齢生徒及び児童の就学並びに生徒、児童の入学及び転学に関すること。
- (18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
- (19) 幼児教育計画及び推進に関すること。
- (20) 保育所の運営に関すること。
- (21) 幼児教育と小学校教育の連携に関すること。
- (22) 子育て支援に関すること。
- (23) 放課後の児童活動に関すること。
- (24) 要保護児童対策に関すること。
- (25) その他学校教育及び幼児教育に係る事務に関すること。

人権・社会教育課

- (1) 公民館、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員の会議に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 青少年教育、成人教育、女性教育、視聴覚教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (5) 講座の開設及び講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (6) 学校施設を利用する社会教育に関すること。
- (7) 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。
- (8) 体育施設の整備及び維持管理に関すること。
- (9) 人権・同和教育に関すること。

	(10) 社会教育のために必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 (11) 芸術・文化振興に関すること。 (12) 文化財の保護に関すること。 削る <u>(13) 教育に関する法人に関すること。</u> <u>(14) 所掌事務に係る広報に関すること。</u> <u>(15) 大山青年の家給食会に関すること。</u> 削る 削る 削る 削る 削る 削る 削る 削る	(10) 社会教育のために必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 (11) 芸術・文化振興に関すること。 (12) 文化財の保護に関すること。 <u>(13) 奨学資金に関すること。</u> <u>(14) 教育に関する法人に関すること。</u> <u>(15) 所掌事務に係る広報に関すること。</u> <u>(16) 大山青年の家給食会に関すること。</u> <u>(17) 人権擁護施策の推進に関すること。</u> <u>(18) 人権啓発の推進に関すること。</u> <u>(19) 同和対策の推進に関すること。</u> <u>(20) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(21) 隣保事業に関すること。</u> <u>(22) 児童館業務に関すること。</u> <u>(23) 保護司に関すること。</u>
教育研究所	(1) 小・中学校教員の授業研究に関すること。 (2) 保育士と教職員の指導力向上、資質向上に関すること。 (3) 町誌編纂に関すること。 (4) 郷土教材・読本の作成に関すること。 (5) 保育所の保育活動資料の作成に関すること。 (6) 小・中学校の学習補助資料作成に関すること。 (7) 郷土文化・伝統行事等の記録保存及び活用に関すること。	教育研究所 (1) 小・中学校教員の授業研究に関すること。 (2) 保育士と教職員の指導力向上、資質向上に関すること。 (3) 町誌編纂に関すること。 (4) 郷土教材・読本の作成に関すること。 (5) 保育所の保育活動資料の作成に関すること。 (6) 小・中学校の学習補助資料作成に関すること。 (7) 郷土文化・伝統行事等の記録保存及び活用に関すること。

(大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則を廃止する規則)

第2条 大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則(平成27年教育委員会規則第1号)を廃止する。

(大山町人権交流センター規則を廃止する規則)

第3条 大山町人権交流センター規則（平成27年教育委員会規則第5号）を廃止する。

(大山町児童館規則廃止する規則)

第4条 大山町児童館規則（平成27年教育委員会規則第6号）を廃止する。

(大山町放課後児童クラブ条例施行規則を廃止する規則)

第5条 大山町放課後児童クラブ条例施行規則（平成19年教育委員会規則第4号）を廃止する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

ただし、第2条から第5条までの施行は、平成30年6月30日とする。

議案第 3 号

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成30年6月25日

大山町教育長 鶴見 寛幸

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令(案)

(大山町男女共同参画推進検討委員会要綱を廃止する要綱)

第1条 大山町男女共同参画推進検討委員会要綱（平成27年教育委員会訓令第2号）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年6月30日から施行する。

議案第 4 号

機構改革に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示について

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成30年6月25日

大山町教育長 鷲 見 寛 幸

機構改革に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示(案)

(大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱を廃止する要綱)

第1条 大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱（平成27年教育委員会告示第5号）を廃止する。

(大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱を廃止する要綱)

第2条 大山町放課後児童クラブ一時利用運営要綱（平成19年教育委員会告示第11号）を廃止する。

(大山町家庭保育支援給付事業実施要綱を廃止する要綱)

第3条 大山町家庭保育支援給付事業実施要綱（平成28年教育委員会告示第5号）を廃止する。

(大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱を廃止する要綱)

第4条 大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱（平成27年教育委員会告示第6号）を廃止する。

(大山町進学奨励交付金交付要綱を廃止する要綱)

第5条 大山町進学奨励交付金交付要綱（平成17年教育委員会告示第4号）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年6月30日から施行する。

議案第 5 号

機構改革に伴う教育委員会関係要綱の整備に関する要綱について

機構改革に伴う教育委員会関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

平成30年6月25日

大山町教育長 鶩 見 寛 幸

機構改革に伴う教育委員会関係要綱の整備に関する要綱(案)

(教育業務改善ヘルpline要綱の一部改正)

第1条 教育業務改善ヘルpline要綱(平成20年7月1日制定)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(連絡の方法)</p> <p>第4条 連絡は次の方法によるものとし、原則として所属及び氏名を明らかにして行うものとする。</p> <p>(1) 専用のメールアドレスに電子メールを送信する方法</p> <p>(2) 宛先を「<u>幼児・学校教育課業務改善ヘルpline担当</u>」とし、「親展」と記載した上で封書により郵送する方法</p>	<p>(連絡の方法)</p> <p>第4条 連絡は次の方法によるものとし、原則として所属及び氏名を明らかにして行うものとする。</p> <p>(1) 専用のメールアドレスに電子メールを送信する方法</p> <p>(2) 宛先を「<u>学校教育課業務改善ヘルpline担当</u>」とし、「親展」と記載した上で封書により郵送する方法</p>

(大山町要保護児童対策地域協議会設置要綱を廃止する要綱)

第2条 大山町要保護児童対策地域協議会設置要綱を廃止する。

(大山町隣保館・児童館の安全対策要項を廃止する要項)

第3条 大山町隣保館・児童館の安全対策要項を廃止する。

(大山町隣保館・児童館の図書室利用に関する要項を廃止する要項)

第4条 大山町隣保館・児童館の図書室利用に関する要項を廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

ただし、第2条から第4条までの施行は、平成30年6月30日とする。

議案第 6 号

平成 30 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 30 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 6 月 25 日

大山町教育委員会教育長 鶩 見 寛 幸

1. 平成 30 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人

議案第 7 号

平成 30 年度 準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

平成 30 年度 準要保護児童生徒を次のとおり取り消すものとする。

平成 30 年 6 月 25 日

大山町教育委員会教育長 鶩 見 寛 幸

1. 平成 30 年度 準要保護児童生徒認定取り消し候補者

(平成 29 年所得により算定した結果、基準を超えるもの)

認定取り消し候補者数 2 人 (詳細別紙) 認定取り消し児童生徒数 人